



日・カザフスタン投資協定



背景

- 石油、石炭の他、非鉄金属が豊富
(クロム埋蔵量世界第1位、ウランは同第2位)
- 中央アジア最大級の市場
(人口: 中央アジア第2位 / 一人当たりGDP: 中央アジア第1位)
- 政府による最新技術の積極的な導入政策 + 積極的な外資誘致策
- 経済成長率は年平均約5%, 海外直投の拡大
(2012年前年比: 24億ドル増)
- 日本からの投資も拡大, 資源開発を中心に製造業やサービス業で進出



主な内容

二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める。

- ◆ 投資財産の設立後の内国民待遇・最恵国待遇(注) (第3条・第4条)
(注) 最恵国待遇については、限定的に設立段階においても与えられる。
- ◆ 投資財産に対する公正な待遇・十分な保護 (第5条)
- ◆ 投資が許可された日に存在しない投資障害要因となり得る要求
(現地調達、技術移転等)の原則禁止 (第7条)
- ◆ 正当な補償等を伴わない収用の禁止 (第12条)
- ◆ 投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続 (第17条)

早期締結の必要性

- 投資環境の透明性, 法的安定性, 予見可能性が向上
- ➡ 我が国からの投資の更なる保護・促進 【経済界からも強い要望あり】

- 人口: 1,735万人 (2014年)
- 一人当たりGDP: 13,508米ドル (2013年)
- 在留邦人: 135人 (2013年10月)
- 進出日系企業: 54社 (2013年10月)
- 進出分野: 石油, フェロクロム等の資源分野

(参考)

- カザフスタンは、米、中、韓、英等31箇国と投資協定を締結済み。
- 2010年3月に交渉を開始し、2014年10月にアスタナにおいて署名。